

久万高原町給水条例の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
第 1 章 総則	第 1 章 総則	
第 1 条 （趣旨） この条例は、本町の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 （趣旨） この条例は、本町の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。	
第 2 条 （給水区域） 給水区域は、別表第 1 のとおりとする。	第 2 条 （給水区域） 給水区域は、別表第 1 のとおりとする。	
第 3 条 （定義） この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町長の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 <u>2 この条例において「一般用」とは、次項及び第 4 項以外の用に水道を使用するものをいう。</u> <u>3 この条例において「営業用」とは、旅館、飲食店、娯楽場、理髪店、その他営業目的に使用するもの及び官公署、学校、病院、福祉施設その他これに類するに使用するものをいう。</u> <u>4 この条例において「浴場及び工業用」とは、公衆浴場その他これに類する施設で使用するもの及び製造、加工その他これらに類する工業的な事業活動に使用するものをいう。</u>	第 3 条 （定義） この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町長の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 （削除）	口径別料金制への移行に伴い、用途に関する規定の削除。
第 2 章 給水装置の工事及び費用	第 2 章 給水装置の工事及び費用	
第 4 条 （給水装置の新設等の申込み） 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申込みに当たり、町長は必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。	第 4 条 （給水装置の新設等の申込み） 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申込みに当たり、町長は必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。	
第 5 条 （給水装置の新設申込みの保留） 第 2 条に規定する給水区域内であっても、配水管を布設していない箇所又は	第 5 条 （給水装置の新設申込みの保留） 第 2 条に規定する給水区域内であっても、配水管を布設していない箇所又は	

現 行	改 正 後	備 考
水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水設置工事の申込みを保留することができる。	水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水設置工事の申込みを保留することができる。	
第 6 条 （開発等の事前協議） 給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、町長の同意を得なければならない。 2 前項に規定する協議及び同意に関し必要な事項は、町長が別に定める。	第 6 条 （開発等の事前協議） 給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、町長の同意を得なければならない。 2 前項に規定する協議及び同意に関し必要な事項は、町長が別に定める。	
第 7 条 （新設等の費用負担） 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めるものについては、町においてその費用を負担することができる。 2 給水装置新設工事のため配水管の布設を要する場合に必要な事項は、町長が別に定める。	第 7 条 （新設等の費用負担） 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めるものについては、町においてその費用を負担することができる。 2 給水装置新設工事のため配水管の布設を要する場合に必要な事項は、町長が別に定める。	
第 8 条 （工事の施行） 給水装置工事は、町長又は町長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。 3 第 1 項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。)第 6 条に規定する基準に適合させなければならない。 5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、令第 6 条に規定する基準に適合する材料を使用しなければならない。 6 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に町長が定める。	第 8 条 （工事の施行） 給水装置工事は、町長又は町長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。 3 第 1 項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。)第 6 条に規定する基準に適合させなければならない。 5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、令第 6 条に規定する基準に適合する材料を使用しなければならない。 6 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に町長が定める。	
第 9 条 （給水管及び給水用具の指定） 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷	第 9 条 （給水管及び給水用具の指定） 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷	

現 行	改 正 後	備 考
の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。 2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。 4 町長は、第1項に規定する場合のほか、必要が生じた場合は、メーターから蛇口までの間の構造及び材質を指定することができる。 (新設)	の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。 2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。 4 町長は、第1項に規定する場合のほか、必要が生じた場合は、メーターから蛇口までの間の構造及び材質を指定することができる。 <u>5 町長は、使用水量が特定計量器検定検査規則(平成5年経済産業省令第70号)に基づき別に定める適正使用流量範囲を常に超えている給水装置の所有者若しくは管理人又は水道の利用者に対して、メーターの口径の増径を求め、指示することができる。</u>	口径別料金制への移行に伴い、流量に応じた適正口径への是正を求めるため項を追加。
第10条 (工事費の算出方法) 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。 (1) 材料費 (2) 運搬費 (3) 労力費 (4) 道路復旧費 (5) 工事監督費 (6) 間接経費 2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その実費を工事費に加算する。 3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、町長が別に定める。	第10条 (工事費の算出方法) 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。 (1) 材料費 (2) 運搬費 (3) 労力費 (4) 道路復旧費 (5) 工事監督費 (6) 間接経費 2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その実費を工事費に加算する。 3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、町長が別に定める。	
第11条 (工事費の予納) 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認める工事については、この限りでない。 2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。	第11条 (工事費の予納) 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認める工事については、この限りでない。 2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。	

現 行	改 正 後	備 考
第 12 条 （工事申込みの取消し） 町長は、次の場合において工事の申込みを取り消したものとみなす。 (1) 指定期限内に工事費を納入せず、又は必要書類を提出しないとき。 (2) 工事の施行に際し申込者の責めに帰すべき事由により着手できないとき。	第 12 条 （工事申込みの取消し） 町長は、次の場合において工事の申込みを取り消したものとみなす。 (1) 指定期限内に工事費を納入せず、又は必要書類を提出しないとき。 (2) 工事の施行に際し申込者の責めに帰すべき事由により着手できないとき。	
第 13 条 （給水装置の変更の工事） 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。 2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。	第 13 条 （給水装置の変更の工事） 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。 2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。	
第 14 条 （第三者の異議についての責任） 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。	第 14 条 （第三者の異議についての責任） 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。	
第 3 章 給水	第 3 章 給水	
第 15 条 （給水の原則） 町長は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水の制限又は停止をすることはない。 2 前項の給水の制限又は停止をするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。 3 第 1 項に規定する給水の制限又は停止のために損害を生ずることがあっても、町は、その責を負わない。	第 15 条 （給水の原則） 町長は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水の制限又は停止をすることはない。 2 前項の給水の制限又は停止をするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。 3 第 1 項に規定する給水の制限又は停止のために損害を生ずることがあっても、町は、その責を負わない。	
第 16 条 （給水契約の申込み） 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。	第 16 条 （給水契約の申込み） 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。	
第 17 条 （給水装置の所有者の代理人） 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を定め、町長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、同様とする。	第 17 条 （給水装置の所有者の代理人） 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を定め、町長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、同様とする。	

現 行	改 正 後	備 考
第 18 条 （管理人の選定） 共同住宅の所有者又は経営者がその共同住宅内に居住しない場合その他町長が必要と認める場合は、当該共同住宅の所有者又は経営者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。 2 町長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。	第 18 条 （管理人の選定） 共同住宅の所有者又は経営者がその共同住宅内に居住しない場合その他町長が必要と認める場合は、当該共同住宅の所有者又は経営者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。 2 町長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。	
第 19 条 （水道メーターの設置） 給水量は、町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 町長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置に町のメーターを設置することができる。 3 メーターは、給水装置に設置するものとし、その位置は、町長が定める。 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、町長は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善することができる。	第 19 条 （水道メーターの設置） 給水量は、町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 町長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置に町のメーターを設置することができる。 3 メーターは、給水装置に設置するものとし、その位置は、町長が定める。 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、町長は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善することができる。	
第 20 条 （メーターの貸与） メーターは、町長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることがある。 (1) 一の使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、町長が定めるとき。 2 前項に規定する保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 3 保管者が前項に規定する管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害を弁償しなければならない。	第 20 条 （メーターの貸与） メーターは、町長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることがある。 (1) 一の使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、町長が定めるとき。 2 前項に規定する保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。 3 保管者が前項に規定する管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害を弁償しなければならない。	
第 21 条 （水道の使用の中止、変更等の届出） 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。 (1) 水道の使用を中止するとき。 (2) メーターの口径(以下「口径」という。) <u>又は用途</u>を変更するとき。 (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。 <u>(4) 公衆浴場の営業に水道を使用するとき、又はその使用を中止するとき。</u>	第 21 条 （水道の使用の中止、変更等の届出） 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。 (1) 水道の使用を中止するとき。 (2) メーターの口径(以下「口径」という。) _____ を変更するとき。 (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。 (削除)	口径別料金制への移行に伴い、用途に関する規定の削除。

現 行	改 正 後	備 考
2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。 (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。 (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。 (3) 消火栓を消防用に使用したとき。 (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。	2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。 (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。 (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。 (3) 消火栓を消防用に使用したとき。 (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。	
第 22 条 （消火栓の使用） 消火栓は、消防又は消防の演習若しくは町長が特に認める場合のほか、使用してはならない。 2 消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会いを要する。 3 消火栓を消火の演習に使用するときは、使用時間は、10 分を超えてはならない。	第 22 条 （消火栓の使用） 消火栓は、消防又は消防の演習若しくは町長が特に認める場合のほか、使用してはならない。 2 消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会いを要する。 3 消火栓を消火の演習に使用するときは、使用時間は、10 分を超えてはならない。	
第 23 条 （水道利用者等の管理上の責任） 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。 2 前項の異状がある場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、配水管の取付口からメーターまでの間において、町長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。 3 第 1 項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。 4 町長は、第 1 項に規定する管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。	第 23 条 （水道利用者等の管理上の責任） 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。 2 前項の異状がある場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、配水管の取付口からメーターまでの間において、町長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。 3 第 1 項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。 4 町長は、第 1 項に規定する管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。	
第 24 条 （給水装置及び水質の検査） 町長は、給水装置又は供給する水道水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。	第 24 条 （給水装置及び水質の検査） 町長は、給水装置又は供給する水道水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。	

現 行	改 正 後	備 考
第 4 章 料金等	第 4 章 料金等	
第 25 条 (料金及び使用料の支払義務) 水道料金(以下「料金」という。) <u>及びメーターの使用料</u> は、水道の利用者から徴収する。	第 25 条 (料金_____の支払義務) 水道料金(以下「料金」という。) <u>_____</u> は、水道の利用者から徴収する。	メーター使用料の廃止に伴う文言の削除。
第 26 条 (料金及び使用料の額) 料金 <u>及びメーターの使用料</u> は、1 月につき別表第 2 の区分ごとに定める。	第 26 条 (料金_____の額) 料金は <u>_____</u> 、1 月につき別表第 2 の区分ごとに定める。	同上
第 27 条 (水量料金の算定) 水量料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、隔月の定例日にメーターの点検を行い、定例日の属する月分及びその前月分の水量料金を算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。 3 町長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前 2 項の定例日を変更することができる。	第 27 条 (水量料金の算定) 水量料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、隔月の定例日にメーターの点検を行い、定例日の属する月分及びその前月分の水量料金を算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。 3 町長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前 2 項の定例日を変更することができる。	
第 28 条 (使用水量及び用途の認定) 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量 <u>及び用途</u> を認定する。 (1) メーターに異状があったとき。 (2) メーターが設置されていないとき。 (3) <u>料金の異なる 2 種以上の用途に水道を使用するとき。</u> (4) <u>用途その他</u> 算定基準の届出が事実と相違するとき。 (5) 使用水量が不明のとき。	第 28 条 (使用水量_____の認定) 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量_____を認定する。 (1) メーターに異状があったとき。 (2) メーターが設置されていないとき。 (削除) (3) _____算定基準の届出が事実と相違するとき。 (4) 使用水量が不明のとき。	口径別料金制への移行に伴い、用途に関する規定の削除。
第 29 条 (特別な場合の料金算定) 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。 (1) 使用日数が 15 日 <u>を超えない</u> とき 基本料金の 2 分の 1 の料金及び水量料金 (2) 使用日数が 15 日 <u>を超えた</u> とき 1 月とした基本料金及び水量料金 (3) 使用水量 <u>及び用途</u> を認定した場合 前 2 号に準じて算定する額の料金 2 月の中途において口径 <u>又はその用途</u> を変更した場合の料金は、その使用	第 29 条 (特別な場合の料金算定) 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。 (1) 使用日数が 15 日 <u>未滿かつ使用水量が基本水量の 2 分の 1 未滿の</u> とき 基本料金の 2 分の 1 の料金及び水量料金 (2) 使用日数が 15 日 <u>以上又は使用水量が基本水量の 2 分の 1 以上の</u> とき 1 月とした基本料金及び水量料金 (3) 使用水量_____を認定した場合 前 2 号に準じて算定する額の料金 2 月の中途において口径_____を変更した場合の料金は、その使用	「超えない／超えた」を「未滿／以上」に変更(下水道使用料の算定方法と統一)及び使用水量による算定基準を追加。 口径別料金制への移行に伴い、用途

現 行	改 正 後	備 考
日数の多い口径 <u>又は用途</u> の料金によって算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の口径 <u>又は用途</u> の料金により算定する。	日数の多い口径 _____ の料金によって算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の口径 _____ の料金により算定する。	に関する規定の削除。
第 30 条 （無届使用に対する認定） 前使用者の給水装置を町長に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。	第 30 条 （無届使用に対する認定） 前使用者の給水装置を町長に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。	
第 31 条 （臨時使用の場合の概算料金の前納） 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項の概算料金は、水道の使用を中止したときに精算する。	第 31 条 （臨時使用の場合の概算料金の前納） 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項の概算料金は、水道の使用を中止したときに精算する。	
第 32 条 （料金の徴収方法） 料金は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、第 27 条第 2 項に規定する場合は、2 月分をまとめて徴収することができる。 2 水道の使用を中止した場合であっても、その届出がないときは、料金を徴収する。 3 給水装置を廃止し、又は中止した場合の料金は、随時これを徴収する。	第 32 条 （料金の徴収方法） 料金は、納入通知書 <u>又は口座振替の方法</u> により毎月徴収する。ただし、第 27 条第 2 項に規定する場合は、2 月分をまとめて徴収することができる。 2 水道の使用を中止した場合であっても、その届出がないときは、料金を徴収する。 3 給水装置を廃止し、又は中止した場合の料金は、随時これを徴収する。	口座振替による方法を追加
第 33 条 （手数料） 手数料は、次に掲げる事務について、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認める申込者からは、申込み後、徴収することができる。 (1) 設計審査手数料 1 件につき 1,000 円 (2) 給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 5,000 円 2 前項の手数料は、特別の理由がない限り、還付しない。	第 33 条 （手数料） 手数料は、次に掲げる事務について、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認める申込者からは、申込み後、徴収することができる。 (1) 設計審査手数料 1 件につき 1,000 円 (2) 給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 5,000 円 2 前項の手数料は、特別の理由がない限り、還付しない。	
第 34 条 （加入金） 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。)の申込者は、別表第 3 の区分ごとに定める額を加入金として申込み時に納入しなければならない。	第 34 条 （加入金） 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。)の申込者は、別表第 3 の区分ごとに定める額を加入金として申込み時に納入しなければならない。	
第 35 条 （工事負担金） 町長は、住宅団地等の造成主その他の者から配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の設置されていない場所又は配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所への給水の申込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするときは、当該申込者から配水管等施設の設置に	第 35 条 （工事負担金） 町長は、住宅団地等の造成主その他の者から配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の設置されていない場所又は配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所への給水の申込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするときは、当該申込者から配水管等施設の設置に	

現 行	改 正 後	備 考
要する費用及びこれに付随する費用を工事負担金として納入させることができる。 2 前項に規定する新たに配水管等の設置を必要とするときに行う工事は、町長が地域の要望を受けて町が事業主体となる工事のうち、国又は県の補助査定に合格した次の水道施設の新設、増設又は改良のために行うものをいう。 (1) 簡易水道 (2) 飲料水供給施設 (3) 共同給水施設 3 第 1 項の工事負担金の額は、久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例(平成 16 年久万高原町条例第 55 号)によるものとする。	要する費用及びこれに付随する費用を工事負担金として納入させることができる。 2 前項に規定する新たに配水管等の設置を必要とするときに行う工事は、町長が地域の要望を受けて町が事業主体となる工事のうち、国又は県の補助査定に合格した次の水道施設の新設、増設又は改良のために行うものをいう。 (1) 簡易水道 (2) 飲料水供給施設 (3) 共同給水施設 3 第 1 項の工事負担金の額は、久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例(平成 16 年久万高原町条例第 55 号)によるものとする。	
第 36 条 (料金等の減免等) 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、若しくは免除し、又は分納若しくは延納をさせることができる。	第 36 条 (料金等の減免等) 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、若しくは免除し、又は分納若しくは延納をさせることができる。	
第 5 章 管理	第 5 章 管理	
第 37 条 (給水装置の検査等) 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。	第 37 条 (給水装置の検査等) 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。	
第 38 条 (給水装置の基準違反に対する措置) 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	第 38 条 (給水装置の基準違反に対する措置) 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	
第 39 条 (給水の停止) 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、そ	第 39 条 (給水の停止) 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、そ	

現 行	改 正 後	備 考
の理由の継続する間、給水を停止することができる。 (1) 水道の利用者等が第 11 条、第 13 条第 2 項及び第 19 条第 4 項に規定する工事費、第 23 条第 2 項に規定する修繕費、第 26 条の料金、第 33 条の手数料その他この条例の規定により納入しなければならない費用を指定期限内に納入しないとき。 (2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第 27 条に規定する使用水量の計量又は第 37 条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。 (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。	の理由の継続する間、給水を停止することができる。 (1) 水道の利用者等が第 11 条、第 13 条第 2 項及び第 19 条第 4 項に規定する工事費、第 23 条第 2 項に規定する修繕費、第 26 条の料金、第 33 条の手数料その他この条例の規定により納入しなければならない費用を指定期限内に納入しないとき。 (2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第 27 条に規定する使用水量の計量又は第 37 条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。 (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。	
第 40 条 （給水装置の切離し） 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。 (1) 給水装置所有者が 90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。 (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認められるとき。	第 40 条 （給水装置の切離し） 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。 (1) 給水装置所有者が 90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。 (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認められるとき。	
第 41 条 （給水装置操作の禁止） メーター、止水栓その他特に定められた給水装置は、町職員又は指示された者以外は、これを操作してはならない。	第 41 条 （給水装置操作の禁止） メーター、止水栓その他特に定められた給水装置は、町職員又は指示された者以外は、これを操作してはならない。<u>ただし、止水栓は、漏水その他緊急の必要があるとき、修理若しくは改造の工事のとき又は長期不在時の管理上必要な措置として操作するときは、その限りではない。</u>	長期不在時や冬季の漏水対策及び漏水発生時、利用者等による止水栓操作が管理上必要であることから、ただし書を追加。
第 42 条 （家族等の行為に対する責任） 給水装置の利用者は、その者の家族、同居人、使用人その他従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。	第 42 条 （家族等の行為に対する責任） 給水装置の利用者は、その者の家族、同居人、使用人その他従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。	
第 6 章 貯水槽水道	第 6 章 貯水槽水道	
第 43 条 （町の責務） 町長は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。 2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報	第 43 条 （町の責務） 町長は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。 2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報	

現 行	改 正 後	備 考
提供を行うものとする。	提供を行うものとする。	
第 44 条 （設置者の責務） 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。	第 44 条 （設置者の責務） 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。	
第 7 章 補則	第 7 章 補則	
第 45 条 （委任） この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第 45 条 （委任） この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	
第 46 条 （過料） 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。 (1) 第 4 条第 1 項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者 (2) 正当な理由がなくて、第 13 条第 1 項に規定する給水装置の変更の工事の施行、第 19 条に規定するメーターの設置、第 27 条第 1 項の規定による使用水量の計量、第 37 条の規定による検査並びに第 38 条及び第 39 条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者 (3) 第 23 条に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者	第 46 条 （過料） 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。 (1) 第 4 条第 1 項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者 (2) 正当な理由がなくて、第 13 条第 1 項に規定する給水装置の変更の工事の施行、第 19 条に規定するメーターの設置、第 27 条第 1 項の規定による使用水量の計量、第 37 条の規定による検査並びに第 38 条及び第 39 条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者 (3) 第 23 条に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者	
第 47 条 （料金等を免れた者に対する過料） 詐欺その他不正の行為により、第 26 条の料金若しくは使用料、第 33 条の手数料、第 34 条の加入金又は第 35 条の工事負担金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。	第 47 条 （料金等を免れた者に対する過料） 詐欺その他不正の行為により、第 26 条の料金_____、第 33 条の手数料、第 34 条の加入金又は第 35 条の工事負担金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。	メーター使用料の廃止に伴う文言の削除。
附 則	附 則	
(施行期日) 1 この条例は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。	(施行期日) 1 この条例は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。	

現 行	改 正 後	備 考
(経過措置) 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の久万町給水条例(平成 10 年久万町条例第 1 号)、美川村水道事業給水条例(昭和 38 年美川村条例第 30 号)又は柳谷村上水道事業給水条例(昭和 38 年柳谷村条例第 6 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。	(経過措置) 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の久万町給水条例(平成 10 年久万町条例第 1 号)、美川村水道事業給水条例(昭和 38 年美川村条例第 30 号)又は柳谷村上水道事業給水条例(昭和 38 年柳谷村条例第 6 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。	
附 則(平成 18 年 3 月 28 日条例第 15 号) この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。	附 則(平成 18 年 3 月 28 日条例第 15 号) この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。	
附 則(平成 18 年 6 月 23 日条例第 38 号) この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。	附 則(平成 18 年 6 月 23 日条例第 38 号) この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。	
附 則(平成 19 年 3 月 23 日条例第 26 号) この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。	附 則(平成 19 年 3 月 23 日条例第 26 号) この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。	
附 則(平成 19 年 12 月 25 日条例第 71 号) この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。	附 則(平成 19 年 12 月 25 日条例第 71 号) この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。	
附 則(平成 20 年 3 月 21 日条例第 26 号) この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正後規定は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。	附 則(平成 20 年 3 月 21 日条例第 26 号) この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正後規定は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。	
附 則(平成 26 年 3 月 27 日条例第 6 号) (施行期日) 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している浄化槽、公共下水道、農業集落排水処理施設、水道(加入金は除く。)及びメーターの使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、この条例による改正後の第 3 条、第 5 条、第 6 条及び第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附 則(平成 26 年 3 月 27 日条例第 6 号) (施行期日) 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している浄化槽、公共下水道、農業集落排水処理施設、水道(加入金は除く。)及びメーターの使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、この条例による改正後の第 3 条、第 5 条、第 6 条及び第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。	
附 則(令和元年 9 月 25 日条例第 10 号) (施行期日)	附 則(令和元年 9 月 25 日条例第 10 号) (施行期日)	

現 行	改 正 後	備 考
1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している浄化槽、公共下水道、農業集落排水処理施設、水道(加入金は除く。)及びメーターの使用で、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。	1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している浄化槽、公共下水道、農業集落排水処理施設、水道(加入金は除く。)及びメーターの使用で、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。	
附 則(令和 6 年 3 月 25 日条例第 9 号) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。	附 則(令和 6 年 3 月 25 日条例第 9 号) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。	
附 則(令和 8 年 3 月 25 日条例第 15 号) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。	附 則(令和 8 年 3 月 25 日条例第 15 号) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。	
	<u>附 則(令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に実施する点検により徴収する水道料金から適用し、同日前に実施する点検により徴収する水道料金については、なお従前の例による。</u>	経過措置を追加。 4 月 1 日以降の検針により発生する料金に適用する。

現 行	改 正 後	備 考																																																																
別表第 1(第 2 条関係) 給水区域	別表第 1(第 2 条関係) 給水区域																																																																	
(省略)	(省略)																																																																	
別表第 2(第 26 条関係) 料金	別表第 2(第 26 条関係) 料金																																																																	
別表第2(第26条関係) 1 水道料金	<u>別表第 2 (第 26 条関係)</u>	料金表の変更																																																																
<table><tr><th>種別</th><th>用途区分</th><th>1戸又は1箇所 1箇月基本水量</th><th>同左基本料金</th><th>超過料金1m³につき</th></tr><tr><td rowspan="4">従量制</td><td>一般用</td><td>8m³</td><td>1,100円</td><td>178円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>20m³</td><td>2,750円</td><td>178円</td></tr><tr><td>浴場及び工業用</td><td>150m³</td><td>19,800円</td><td>178円</td></tr><tr><td>臨時用</td><td>20m³</td><td>4,400円</td><td>251円</td></tr><tr><td>定額制</td><td>一般用</td><td></td><td>1,100円</td><td></td></tr></table> 2 メーターの使用料(1箇月1個当たり)	種別	用途区分	1戸又は1箇所 1箇月基本水量	同左基本料金	超過料金1m ³ につき	従量制	一般用	8m ³	1,100円	178円	営業用	20m ³	2,750円	178円	浴場及び工業用	150m ³	19,800円	178円	臨時用	20m ³	4,400円	251円	定額制	一般用		1,100円		<table><tr><th>種 別</th><th>メーター口径</th><th>基本水量</th><th>基本料金</th><th>超過料金 (1m³につき)</th></tr><tr><td rowspan="7">従量制</td><td>13mm</td><td rowspan="7">8m³まで</td><td>1,573円</td><td rowspan="7">236円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>1,707円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>1,930円</td></tr><tr><td>30mm</td><td>2,199円</td></tr><tr><td>40mm</td><td>2,523円</td></tr><tr><td>50mm</td><td>4,373円</td></tr><tr><td>75mm</td><td>5,589円</td></tr><tr><td>定額制</td><td></td><td>1,573円</td><td></td></tr></table>	種 別	メーター口径	基本水量	基本料金	超過料金 (1m ³ につき)	従量制	13mm	8m ³ まで	1,573円	236円	20mm	1,707円	25mm	1,930円	30mm	2,199円	40mm	2,523円	50mm	4,373円	75mm	5,589円	定額制		1,573円													
種別	用途区分	1戸又は1箇所 1箇月基本水量	同左基本料金	超過料金1m ³ につき																																																														
従量制	一般用	8m ³	1,100円	178円																																																														
	営業用	20m ³	2,750円	178円																																																														
	浴場及び工業用	150m ³	19,800円	178円																																																														
	臨時用	20m ³	4,400円	251円																																																														
定額制	一般用		1,100円																																																															
種 別	メーター口径	基本水量	基本料金	超過料金 (1m ³ につき)																																																														
従量制	13mm	8m ³ まで	1,573円	236円																																																														
	20mm		1,707円																																																															
	25mm		1,930円																																																															
	30mm		2,199円																																																															
	40mm		2,523円																																																															
	50mm		4,373円																																																															
	75mm		5,589円																																																															
定額制		1,573円																																																																
別表第 3(第 34 条関係) 加入金	別表第 3(第 34 条関係) 加入金																																																																	
別表第3(第34条関係) 加入金	別表第3(第34条関係) 加入金																																																																	
<table><tr><th colspan="2">住宅(別荘を除く。)</th><th colspan="2">住宅以外(別荘を含む。)</th></tr><tr><th>メーター口径</th><th>加入金</th><th>メーター口径</th><th>加入金</th></tr><tr><td>13mm</td><td>110,000円</td><td>13mm</td><td>220,000円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>220,000円</td><td>20mm</td><td>440,000円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>440,000円</td><td>25mm</td><td>880,000円</td></tr><tr><td>30mm</td><td>660,000円</td><td>30mm</td><td>1,100,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>40mm</td><td>2,200,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50mm</td><td>3,300,000円</td></tr></table>	住宅(別荘を除く。)		住宅以外(別荘を含む。)		メーター口径	加入金	メーター口径	加入金	13mm	110,000円	13mm	220,000円	20mm	220,000円	20mm	440,000円	25mm	440,000円	25mm	880,000円	30mm	660,000円	30mm	1,100,000円			40mm	2,200,000円			50mm	3,300,000円	<table><tr><th colspan="2">住宅(別荘を除く。)</th><th colspan="2">住宅以外(別荘を含む。)</th></tr><tr><th>メーター口径</th><th>加入金</th><th>メーター口径</th><th>加入金</th></tr><tr><td>13mm</td><td>110,000円</td><td>13mm</td><td>220,000円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>220,000円</td><td>20mm</td><td>440,000円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>440,000円</td><td>25mm</td><td>880,000円</td></tr><tr><td>30mm</td><td>660,000円</td><td>30mm</td><td>1,100,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>40mm</td><td>2,200,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50mm</td><td>3,300,000円</td></tr></table>	住宅(別荘を除く。)		住宅以外(別荘を含む。)		メーター口径	加入金	メーター口径	加入金	13mm	110,000円	13mm	220,000円	20mm	220,000円	20mm	440,000円	25mm	440,000円	25mm	880,000円	30mm	660,000円	30mm	1,100,000円			40mm	2,200,000円			50mm	3,300,000円	
住宅(別荘を除く。)		住宅以外(別荘を含む。)																																																																
メーター口径	加入金	メーター口径	加入金																																																															
13mm	110,000円	13mm	220,000円																																																															
20mm	220,000円	20mm	440,000円																																																															
25mm	440,000円	25mm	880,000円																																																															
30mm	660,000円	30mm	1,100,000円																																																															
		40mm	2,200,000円																																																															
		50mm	3,300,000円																																																															
住宅(別荘を除く。)		住宅以外(別荘を含む。)																																																																
メーター口径	加入金	メーター口径	加入金																																																															
13mm	110,000円	13mm	220,000円																																																															
20mm	220,000円	20mm	440,000円																																																															
25mm	440,000円	25mm	880,000円																																																															
30mm	660,000円	30mm	1,100,000円																																																															
		40mm	2,200,000円																																																															
		50mm	3,300,000円																																																															